

# 福祉生活病院常任委員会資料

(令和6年2月22日)

[件 名]

- ユネスコ世界ジオパーク再認定審査に向けたプログレスレポートの提出について  
(山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館)・・・2
- 淀江産業廃棄物管理型最終処分場計画に係る鳥取県環境管理事業センター  
の地元対応状況  
(循環型社会推進課)・・・3
- 鳥取県犯罪被害者に寄り添う支援のあり方検討会の意見とりまとめについて  
(くらしの安心推進課)・・・4
- 第6期鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画(案)について  
(くらしの安心推進課)・・・5
- 西部犬猫センターの愛称決定等について  
(くらしの安心推進課)・・・6
- 鳥取県高齢者居住安定確保計画(第三期)(案)について  
(住宅政策課)・・・7
- とっとり住宅性能等評価指針の策定について  
(住宅政策課)・・・8
- 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について  
(水環境保全課、住宅政策課)・・・9

## 生活環境部

## ユネスコ世界ジオパーク再認定審査に向けたプログレスレポートの提出について

令和6年2月 22 日

山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館

山陰海岸ジオパーク推進協議会が、先のユネスコ世界ジオパーク再認定審査における指摘事項に対する対応等を記載したプログレスレポートを1月 31 日付でユネスコに提出したので、その概要について報告する。

引き続き、鳥取県も推進協議会の構成員として、運営組織の独立性強化をはじめ地質物品の販売中止についても積極的に提案していく。

### 1 プログレスレポートの概要

#### ○「地質物品販売」への対応

(対応①) タスクフォースにおいて問題解決に向けた解決策を検討し、行動計画を策定する。

今後もタスクフォース会議等を重ね、2025 年度末を目標に持続可能な商業活動へと変えていけるよう地質物品に変わる商品開発等の取組を進める。

(対応②) 「地球遺産の保護、保全—地質物品の販売に対する行動」\* (以下「行動」という。)に関するキャンペーンを実施することにより、地域住民や訪問者の啓発に努める。

\*協議会事務局がギリシャを訪問した際に世界ジオパークネットワークのゾウロス会長から受けた助言への対応方針を記載したもの。

- ・玄武洞及び主要なジオサイトに「行動」に関する情報パネル(看板)を早期に設置する。
- ・協議会のホームページやSNSを通じて「行動」に関する情報発信を行う。
- ・現在専門員が学校で行っている授業の内容を拡充し「行動」に関する教育プログラムを企画し実施していく。
- ・「行動」に関するリーフレットを作成し、拠点施設等を通じて配布する。

#### ○「運営組織の独立性強化」への対応

(対応) 将来は行政への財政的依存度を下げていく方法も含め、組織の独立性を強化するため、構成自治体の合意を得て最適な組織形態として法人化を検討している。

※令和6年1月 19 日の山陰海岸ジオパーク構成自治体連携会議で、法人化の検討に併せて体制や業務内容の見直しも検討していくことを確認した。

#### ○「その他の指摘事項」への対応

(1) 緊密なパートナーシップ関係を強化するため、山陰海岸国立公園などの主要なステークホルダーと正式なパートナーシップ協定を締結すること。

(対応①) 環境省と緊密な協力関係を築くため 2021 年5月から環境省近畿事務所に協議会相談役に就任いただいた。以降、2 年毎の更新時に書面を改めて取り交わし、継続した連携関係を築いている。

(対応②) 2023 年8月にジオパークエリア内にある3つの DMO (観光地域づくり法人)とパートナーシップ協定を締結し、山陰海岸ジオパークを周遊する旅行商品の開発に向けた連携を強化した。

(2) ユネスコ世界ジオパークの中核施設において、世界ジオパークネットワーク、アジア太平洋ジオパークネットワークの認知度向上やジオパークのコンセプトの定義の明確化を行い、また専用スペースである「ジオパークコーナー」の設置を検討すること。これらが既に存在する場合は、古い情報を更新すること。

(対応①) 7拠点施設に統一性を持った「ジオパークコーナー」として、共通仕様のデジタルサイネージを設置し、ジオパークに関する定義や理念、山陰海岸ジオパークの紹介等を共通のコンテンツとして掲示するよう、整備を進めている。(鳥取県内:鳥取砂丘ビジターセンター、あおや郷土館)

(対応②) 案内板などのジオサイトの説明を、エリア内で統一したデザインと最新の情報を取り入れた内容に更新することとし、内容検討を始めている。

※山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館のデジタル地球儀の情報は、最新の情報に更新済。

### 2 今後のスケジュール

令和6年4月	再認定審査員決定予定
5月～8月	再認定審査 ※審査員決定後に、推進協議会と審査員で日程を調整する。
12月	審査結果公表予定

# 淀江産業廃棄物管理型最終処分場計画に係る鳥取県環境管理事業センターの説明会開催状況

令和6年2月22日  
自然共生社会局循環型社会推進課

(公財)鳥取県環境管理事業センター(以下「センター」という。)が、この度「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の防止、調整等に関する条例」(以下「条例」という。)に基づき、県に提出した事業計画変更届出書に係る変更内容等について、地元住民等を対象として開催された説明会の概要等を報告する。

## 1 住民説明会の概要

センターは、1月20日から28日にかけて地元自治会及び農業者等を対象として、事業計画の変更内容等についての説明会を自主的に開催した。なお、全ての説明会に県(生活環境部)及び米子市(市民生活部)が同席した。

### (1) 日程等

日時	対象者	会場	参加者数
1月20日(土) 10:00~12:00	小波上自治会員	小波上自治会	14名
1月20日(土) 19:00~20:15	西尾原自治会員	西尾原公民館	8名
1月25日(木) 19:00~21:15	農業者等	米子市淀江文化センター	29名(傍聴者:3名)
1月27日(土) 13:00~14:10	上泉自治会員	上泉公民館	9名
1月27日(土) 19:00~20:30	小波浜自治会員	小波浜公民館	18名
1月28日(日) 13:00~15:00	下泉自治会員	下泉公民館	14名
1月28日(日) 18:00~19:40	福平自治会員	福平公民館	23名

### (2) 説明概要

センターが、事業計画説明(別紙資料)により、計画の変更内容等を説明した。

- 事業計画の概要(目的、地域との協定等)、施設の概要
- 安全安心な施設整備の概要(地下水の汚染防止対策、ゲリラ豪雨等にも配慮した水処理システム)
- 計画の変更又は追加事項
  - ・法面1段目の遮水対策強化、非常用自家発電装置や消火栓の設置
  - ・埋立地の地盤強化、土えん堤の安定性の向上
  - ・浸出水調整槽の容量増大、浸出水送水能力の増強
- 搬入廃棄物の管理及び施設維持管理の概要
- 生活環境影響調査書のデータ更新

### (3) 主な質疑等

質 疑	回 答
粘土層に対する地盤改良について	・埋立地の地盤に粘土層が確認されたので、砕石置換やプレロード工法で地盤改良を行う。 ・プレロード工法は粘土層の上に仮盛土することで圧縮固化する工法で、道路等の土木工事でも実績のある一般的な工法。
地震に対する処分場の耐震設計について	・処分場の土えん堤については、将来起こり得る最大規模の地震(概ね震度6強~7程度)を想定した耐震設計を行っており十分な安全性を確保している。
遮水シートの耐久性と破損時の対応について	・遮水シートは、遮水工協会のモデル式によれば、遮光等の適切な維持管理を前提に50年以上の耐用年数がある。 ・万が一シートに穴が開いて漏水しても、電氣的漏えい検知システムで破損箇所を特定し、熱溶着で補修できる。
地元自治会との環境保全協定の締結について	・処分場設置に当たり、協定を締結することに6自治会から合意を貰っているが、ある自治会から「県が最終的な責任を負うこと」を協定書に明記すべきとの意見があり、6自治会とセンターに県も加えた協定を締結したい。
今回の変更届の提出に係る設置手続条例上の取扱いについて	・変更届は設置手続条例に基づき県に提出したもの。再周知等の条例上の手続きは県が判断するので、それに従う予定。
荒天による説明会(1/25)欠席者のための資料送付・追加説明会の検討について	・(1/25の説明会に関して)事前に約470通の案内を送ったが、改めて全員に説明会資料を送付予定。引き続き、質問は受け付ける。 ・【県】(1/25の説明会は)中止による周知が間に合わない等の理由で開催されたと承知している。今後も必要に応じて引き続き丁寧な説明に努めてもらいたいとセンターに伝えている。

## 2 説明会後のセンター対応

- ・1月25日(木)に開催した説明会の対象者全員(欠席者含む)に、当日資料を送付済み。
- ・全ての説明会の対象者からの質問及び意見を受付中。
- ・事業計画変更届出書(全文)を、センターのホームページに掲載しているが、インターネット環境が整っていない方のために、地元自治会の公民館及び県庁舎(本庁、西部総合事務所)に備え置いた。
- ・改めて、説明会を開催する方向で検討されている。

# 鳥取県犯罪被害者に寄り添う支援のあり方検討会のとりまとめについて

令和6年2月22日  
くらしの安心推進課

犯罪被害者に寄り添う支援のあり方検討会（第4回）を開催し、検討会として意見がとりまとめられたので、概要を報告する。

## 1 第4回検討会の日時等

- (1) 日 時 令和6年1月27日（土） 13:00～15:00
- (2) 出席委員 大岡座長（学識経験者）、北野委員（弁護士）、徳田委員（被害者遺族）、本郷委員（被害者遺族）、田村委員（臨床心理士）、牧田委員（明石市）、谷口委員（鳥取市）

## 2 検討会とりまとめの概要

犯罪被害者に被害直後から中長期にわたり寄り添った支援ができるよう、支援体制の強化及び支援施策の充実に向けて、県において検討する事項を以下のとおりとりまとめた。

### (1) 支援組織のあり方

#### ①支援組織の体制

- 県が主体となり、被害直後から犯罪被害者に寄り添い、切れ目のない支援が提供できる次の体制
  - ・警察と情報共有できる体制、民間支援団体と連携できる体制、必要な支援をワンストップで提供できる体制

#### ②支援組織が備えるべき機能

- 犯罪被害者に寄り添った支援が提供できる次の機能
  - ・ケアマネジメントの手法を取り入れたコーディネート、フォローアップ
  - ・支援調整会議を設置し、個別事案の支援に係る関係機関等との調整
  - ・殺人等の重大事案への県警と連携した早期介入、アウトリーチによる支援
  - ・市町村窓口のサポート、助言、市町村窓口との連携

#### ③支援組織に配置する必要がある人材

- ・ソーシャルワーカー(社会福祉士、精神保健福祉士)、カウンセリングができる人材(臨床心理士等)の配置
- ・臨床心理士会等の職能団体と連携したスーパーバイズの導入

### (2) 支援施策のあり方

#### ①支援対象とする犯罪被害者の範囲

- 直接的支援（カウンセリング、法律相談 等）
  - ・被害届の有無を問わず、犯罪被害者を対象
- 経済的支援（医療費等の支援、住居支援、生活支援、就労準備支援 等）
  - ・殺人、傷害等による死亡又は重傷を負った者又は遺族・家族
  - ・過失犯による死亡又は重傷を負った者又は遺族・家族（加害者から補償が受けられる者を除く）
  - ・不同意性交等の被害を受けた者
  - ・特殊詐欺など財産犯による被害を受けた者(生活維持が困難な者に限る)
- 財産犯、不同意性交等、過失犯による犯罪被害者は、審査会等を設け支援対象の可否を個別に審査

#### ②経済的支援のあり方

- 予期しない費用負担により経済的に困窮すること、家事もできなくなることを踏まえた次の支援
  - ・被害直後の緊急的に必要な医療処置の提供、配食サービス、家事、介護等の生活支援の提供
  - ・高額治療費、通院費、生活支援などの費用に充てられる支援金
- 着手金等の弁護士費用、損害賠償請求の時効停止のための民事訴訟手続費用の長期的な支援の検討

#### ③直接的支援のあり方

- ・警察、民間支援団体で異なるカウンセリング及び弁護士相談を一元化、FP相談の創設 など

### (3) 支援体制・支援施策のフォローアップ

- ・支援体制・施策の点検、見直しを行い、より良い被害者支援に発展させていくための仕組み、体制の検討

### (4) 犯罪被害者支援への理解の推進及び被害者を支える人材の育成

- ・行政の窓口職員等に対する犯罪被害者支援の理解の促進、被害回復のための休暇制度の事業者への周知等

## 3 今後の予定

令和6年度の組織や県の施策へ反映させるとともに、国の犯罪被害者給付制度の拡充等（令和6年5月を目途にとりまとめ）を踏まえた経済的支援等を引き続き検討する。

## 第6期鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画(案)について

令和6年2月22日  
くらしの安心推進課

鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例に基づき、犯罪のないまちづくりに関する施策を総合的・計画的に推進するため、第6期計画(案)を作成したので、その概要について報告する。

今後パブリックコメントを実施し、県民等の意見を反映させた上で、年度内に計画を策定する。

### 1 第6期計画(案)のポイント

#### ①犯罪防止編

- ・近年急増する特殊詐欺、サイバー犯罪等の防止対策の取組を強化するとともに、社会的に問題になっている子どもをはじめとする性犯罪・性暴力被害の未然防止を推進する。
- ・窃盗犯のうち自転車盗、万引きが多くを占める(窃盗犯の約6割)ことから、鍵かけ、万引き防止対策の推進の取組を強化する。

#### ②犯罪被害者等支援編

- ・令和5年度に開催した「犯罪被害者に寄り添う支援のあり方検討会」の意見とりまとめを踏まえて全面改定し、犯罪被害者等に寄り添った支援が提供できるよう支援体制及び支援施策を強化・拡充する。

### 2 計画案の概要

(1) 計画期間 2024(令和6)年度から2027(令和9)年度までの4年間  
(地方版総合戦略「輝く鳥取創造総合戦略」の計画期間に合わせる。)

#### (2) 基本目標

##### ①犯罪防止編

- ・県民一人ひとりが防犯意識を高め犯罪防止に向けた自主的な取組を行う。
- ・県、警察、市町村、事業者等が連携し、県民が安心して暮らせる社会の実現を目指す。

##### ②犯罪被害者等支援編

- ・犯罪被害者等に被害直後から寄り添い、中・長期にわたって切れ目のない支援を提供する。
- ・犯罪被害者等に対する県民の理解が深まり犯罪被害者の権利が保護される社会の実現を目指す。

#### (3) 基本的な方針

犯罪防止編	犯罪被害者等支援編
○自主防犯活動の促進	○行政が前面に立つ支援体制の整備(新設)
○特殊詐欺、サイバー犯罪防止対策の推進(新設)	○本県独自の新たな経済的支援・損害回復(新設)
○性犯罪・性暴力被害の未然防止の推進(新設)	○精神的・身体的被害の回復・再被害防止
○子ども、女性、高齢者、障がい者等の安全確保	○刑事手続への関与拡充
○防犯環境整備の促進	○県民、事業者の理解増進と配慮・協力の確保

#### (4) 新たに盛り込む主な取組

##### ①犯罪防止編

###### ○特殊詐欺、サイバー犯罪防止対策の推進

- ・コンビニ等と連携した高額電子マネー購入者への声かけ強化、防犯機能付き電話機の市町村を通じた助成、高齢者向け特殊詐欺被害講座の開催等
- ・大学等と連携した消費者講座等においてサイバーセキュリティーなどの啓発、学生等への相談窓口の周知等

###### ○性犯罪・性暴力被害の未然防止の推進

- ・保育施設等の職員研修、保育施設等を通じた保護者等への啓発、発達段階に応じた性に関する学びの場の提供、SNS等利用に起因する性犯罪に関する防止啓発等

##### ②犯罪被害者等支援編

###### ○行政が前面に立つ支援体制の整備

- ・県と警察が一体となった総合相談窓口を設置し、民間支援団体と連携してワンストップで支援を提供
- ・重大事案には、警察、病院等と情報共有、連携して24時間365日体制でアウトリーチ支援
- ・支援経験が少ない市町村の窓口のサポート、ワンストップサービス実現に向けた情報提供等

###### ○本県独自の新たな経済的支援・損害回復

- ・被害直後急性期の配食、家事、介護等の生活支援の提供、生活再建のためのファイナンシャルプランナーの相談支援等

###### ○県民、事業者の理解増進と配慮・協力の確保

- ・犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度を導入する事業者の認定制度等により、犯罪被害者休暇制度の普及を推進

### 3 パブリックコメントの実施

意見募集期間 令和6年2月28日(水)から3月10日(日)まで  
応募方法 郵送、ファクシミリ、電子メール又は県に設置する意見箱等で受付

### 4 今後のスケジュール

2月27日 犯罪のないまちづくり協議会  
3月中旬 パブリックコメント結果の公表、常任委員会報告  
3月下旬 第6期計画策定

## 西部犬猫センターの愛称決定等について

令和6年2月22日  
くらしの安心推進課

西部犬猫センターの開設に合わせて公募していた施設愛称を決定したので、開所に向けたスケジュールとあわせて報告する。

### 1 愛称決定

#### (1) 愛称

##### 「オーリブ」

命名者：浦田 純子さん（倉吉市）

説明：ワンちゃん、ネコちゃんみんな（all）が、健やかに生きて（live）欲しい。  
all live（オールリブ）を短縮して「オーリブ」

#### (2) 選考方法等

- ①募集期間：令和5年11月12日（日）～令和6年1月10日（水）の約2カ月間
- ②応募総数：230点（北海道から長崎県まで全国から応募あり）
- ③選考基準：広く親しまれるもの（自作かつ未発表で、第三者の権利を侵害しない作品に限る）
- ④選考方法：県及びDBO事業者の各社代表で構成する「愛称選考委員会」により選考
- ⑤選考理由：「皆が健やかに生きる」と設置場所の「皆生」を掛け合わせたネーミングでよく考えられている。
- ⑥表彰等：命名者をオープニングイベントにおいて紹介、記念品（県産品）を贈呈

### 2 施設の概要

#### (1) 所在地・施設規模

米子市皆生温泉3丁目18-3「皆生プレイパーク内」敷地面積 1,684.37 m<sup>2</sup>  
木造平屋建、延べ床面積 235.56 m<sup>2</sup>

#### (2) 業務内容

・犬猫の捕獲・収容・飼養管理、動物愛護の普及啓発、犬猫の譲渡促進 等

#### (3) 施設・設備

- ・猫展示室1室、犬収容室5室、猫収容室5室、隔離室（犬2室、猫1室）、検査室
- ・ドッグラン（大型犬、小型犬用の2エリア）、ボランティア等の研修室
- ・車いす用屋根付き駐車場1台、ハートフル駐車場1台、一般駐車場10台
- ・車いす対応の男女別トイレ、多目的トイレ、授乳室、音声誘導装置、受付カウンタ など

#### (4) 施設の特長

- ・譲渡促進のため玄関ホールにガラス張りの猫展示室を設置、犬飼養室から直接出られるドッグランを整備し動物のストレス軽減にも配慮。
- ・道路から施設内まで段差なく移動可能、屋根付車いす駐車場、男女別の車いすトイレなど誰もが使いやすいユニバーサルデザインに配慮。（とっとりUD施設認証ランク★★に適合予定）
- ・太陽光発電の設置、高効率設備を採用し省エネに配慮（ZEB Readyの基準に適合予定）

#### (5) 施設の運営受託者

一般社団法人 animal partner aun（アニマルパートナー あうん）

（県工事では初のDBO方式 設計は（有）羽子田設計事務所、建設は（株）大協組が分担）

### 3 今後のスケジュール

#### (1) 完成式

日 時：令和6年3月25日（月） 午後（予定）

内 容：完成式典（テープカット等）、施設の内覧

#### (2) 業務開始・開所時間等

日 時：令和6年4月1日（月）～

開所時間：午前8時30分～午後5時15分（犬猫の見学は原則午後のみ、予約制）

休所日：水曜日・木曜日、年末年始（犬猫の飼養は365日対応）

#### (3) オープニングイベント

日 時：令和6年4月6日（土） 午前（予定）

対 象：一般県民向け

イベント：DBO事業者（あうん）による動物愛護関連ミニ研修、ドッグラン  
カフェ等のブース出店

# 「鳥取県高齢者居住安定確保計画(第三期)(案)」について

令和6年2月22日  
住宅政策課

高齢者向けの住まいに関する供給目標及び関連施策を定める「高齢者居住安定確保計画(第三期計画)(案)」の概要を報告する。

## 1 計画案の概要

### (1) 計画の目的等

高齢期を安心して過ごすため必要となる高齢者に適した住まいと、介護サービスや生活支援サービス等を一体的に捉えて、高齢者向け住宅の供給目標と関連施策を定めるもの。

根拠法令	高齢者住まい法(国土交通省・厚生労働省の共管)
主な内容	・介護保険施設及び高齢者向け住宅の供給目標 ・サービス付き高齢者向け住宅(サ高住)の登録における本県の独自基準 ・高齢者向けの住まいに関する具体的な施策
関連計画	・鳥取県将来ビジョン ・鳥取県持続可能な住生活環境基本計画、鳥取県高齢者の元気福祉プラン
計画期間	2024(令和6)年度から2028(令和10)年度までの5年間

### (2) 主な改定内容

ア サービス付き高齢者向け住宅(サ高住)の供給目標(需要予測)の見直し

本県におけるサ高住の供給・入居状況や今後の高齢者人口の推移等をふまえて推計した。

区分	第二期計画(現行)			第三期計画(改定)	
	平成29年度 (2017年度)	令和2年度 (2020年度)	令和5年度 (2023年度)	令和8年度 (2026年度)	令和10年度 (2028年度)
目標	-	1,860戸	2,120戸	2,188戸	2,309戸
実績	1,605戸	1,971戸	2,065戸	-	-

イ サ高住の県登録基準の一部見直し(高齢者が共同して利用する部分の床面積の算出方法)

居間、食堂等の共同利用部分の算出において、住戸の基準面積(1人用は25㎡)を超える住戸を設けることによって共同利用部分の床面積が減少しないよう算出方法を見直す。

改定前	$(住戸数 \times 25\text{㎡}) - (\text{各住戸の床面積の合計}) \leq \text{高齢者共同利用部分の床面積}$
改定案	$(住戸数 \times 25\text{㎡}) - (\text{各住戸の床面積}(25\text{㎡を上限とする})\text{の合計}) \leq \text{高齢者共同利用部分の床面積}$

ウ 公営住宅における取組

県営住宅における単身高齢者世帯の訪問調査等の孤独・孤立対策、IoTによる高齢者見守りを通じた孤独死対策等に取り組むとともに、市町村に成果を周知していく。

エ 住宅の断熱性能の向上

とっとり健康省エネ住宅の普及推進により、戸建て・賃貸等の高齢者の住まいの断熱性能の向上を図る。

オ 民間賃貸住宅における取組

民間賃貸住宅における単身高齢者の死亡時に備え、相続人調査や残置物処分等の対応や相談先等に関するハンドブックの整備を検討する。

カ 住み替え相談体制の充実

介護度等に応じた住まいの住み替えに関する相談体制の強化を図るよう、市町村、地域包括支援センターなどを対象にサ高住や公営住宅等の制度及び住宅リフォーム等に関する出前説明会の開催を検討する。

## 2 パブリックコメントの実施

意見募集期間 令和6年2月22日(木)から3月7日(木)まで

応募方法 郵送、ファクシミリ、電子メール又は県・各市町村に設置する意見箱等で受付

## 3 今後のスケジュール

3月中旬 パブリックコメント結果の公表、常任委員会報告

4月初旬 計画改定

# とっとり住宅性能等評価指針の策定について

令和6年2月22日  
住宅政策課

健康省エネ住宅NE-STの中古市場での流通に備え、住宅の性能やメンテナンスの状況に応じて資産価値を評価するための「とっとり住宅性能等評価指針」を建築・不動産関係団体との協働によりまとめたので報告する。

## 1 背景・指針策定のねらい

- 従来の木造戸建住宅は、法人税務上の耐用年数（木造住宅は22年）などを参考に、築年数と床面積で評価する慣行があり、健康省エネ住宅NE-STなどの性能、リフォーム等の状況を評価に反映させる仕組みがない。
- 性能等を評価する指針を示すことにより、NE-STなど性能の高い住宅が選択されやすくなるほか、適切なリフォームが資産価値を守るために必要な投資と認識され、リフォーム需要の拡大や住宅寿命の延伸につながる。
- 令和6年1月に工務店、不動産店、不動産鑑定士の団体と県で「鳥取県住宅ストック性能向上コンソーシアム」を設立し、住宅の性能や品質を適正に評価できるとっとり住宅性能等評価指針（以下「指針」）を策定した。

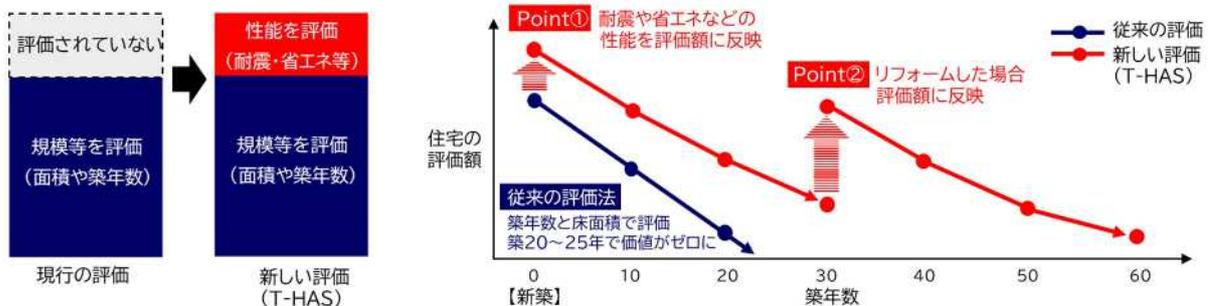
### <鳥取県住宅ストック性能向上コンソーシアムの概要>

官民の連携により、県内の住宅においてNE-STなどの省エネや耐震等の性能向上に向け、以下の活動を行う。

- NE-STやRe NE-STなどの省エネや耐震性能の高い住宅の普及啓発
- 指針に基づいた評価システムの運用、講習会の開催、事業者登録制度の運用及び普及啓発  
（構成団体）とっとり健康・省エネ住宅推進協議会、公益社団法人鳥取県不動産鑑定士協会  
公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会鳥取県本部  
一般社団法人鳥取県木造住宅推進協議会、一般社団法人建物評価研究機構、鳥取県

## 2 指針の概要

- 建物本体の目標使用年数を耐震基準に応じて40～60年に設定。
- リフォームの有無や劣化状況などメンテナンスの状態に応じて評価額を補正する。
- NE-STなど省エネや耐震性能が高い住宅には評価額を加算する。
- 指針に基づいた評価システムの愛称はT-HAS（ティーハス）（Tottori Houses Appraisal Systemの頭文字）  
※T-HASはExcel版の評価ソフトであり、実務者によるワーキングにおいて使いやすいと好評。



## 3 業界の反応

設計者、工務店	NE-ST など性能の高い住宅が中古市場では評価されなかったが、不動産店と連携して業界全体で性能の高い住宅を普及していく仕組みが整ったことは歓迎している。
不動産店	住宅ローンは35年にも関わらず、20年程度で価値ゼロという考え方があり、実際の査定では各不動産店が経験をもとに査定していたが、T-HASにより根拠を持って査定できる。
不動産鑑定士	不動産鑑定士の評価プログラムは使いにくい、T-HASは使いやすく普及していくべき評価方法だと考えている。

## 4 今後の予定

以下の事業をコンソーシアムで実施する。

- 3月18日 事業者向けT-HAS研修会
- 3月下旬 評価事業者登録 ※評価事業者はコンソーシアムが作成するホームページで公表予定。
- 4月1日 運用開始

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

令和6年2月22日  
生活環境部

【変更分】

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	変更理由
自然共生社会局 水環境保全課 (中部総合事務所 所県土整備局)	天神川流域下水道事業幹線管渠更生 工事(その16)	倉吉市 福庭外	株式会社井木組 代表取締役 井木 敏晴	(当初契約額) 130,240,000円	令和5年9月12日 ～令和6年3月15日	(当初契約年月日) 令和5年9月12日	倉吉警察署との協 議により、交通誘導員 の配置を増やしたこと による。
				(第1回変更契約額) 131,289,400円  (変更額) 1,049,400円	令和5年9月12日 ～令和6年3月15日 (変更なし)	(変更契約年月日) 令和6年1月30日	
くらしの安心局 住宅政策課 (営繕課)	県営住宅上福原第一団地第三期工コ 改善工事(59-1棟)(建築)	鳥取市 上福原	株式会社大協組 代表取締役 小山 典久	(当初契約額) 139,700,000円	令和5年5月31日 ～令和6年1月31日	(当初契約年月日) 令和5年5月30日	既存防水層の劣化 状況による屋上防水 改修工法の変更。 外壁調査結果による 補修数量の追加。 駐車台数確保のため の外構工事の仕様 変更。 上記増工による施工 期間確保のための工 期延長。
				(第1回変更契約額) 151,006,900円  (変更額) 11,306,900円	(変更工期) 令和5年5月31日 ～令和6年2月9日	(第1回変更契約年月日) 令和6年1月22日	